

給水装置設計施工指針 新旧対照表

新	旧
(給水装置の構造及び材質並びに指定材料)	(給水装置の構造及び材質並びに指定材料)
<p>第3章</p> <p>10 活水器等及び電解水生成装置の設置</p> <p><u>この項目は、企業団の給水区域内において設置される活水器、浄水器、整水器等（以下「活水器等」という。）及び電解水生成装置を水道法に基づく給水装置の一部として設置する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 活水器等の設置基準</u></p> <p><u>活水器等及び電解水生成装置の設置基準は、次の(ア)～(キ)に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 活水器等及び電解水生成装置は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。</u></p> <p><u>(イ) 活水器等及び電解水生成装置の上流側直近に止水栓を設置すること。</u></p> <p><u>(ウ) 水質検査の実施、活水器等及び電解水生成装置の故障時における給水の確保を目的として、活水器等及び電解水生成装置の上流側に給水栓を設置すること。</u></p> <p><u>(エ) 活水器等及び電解水生成装置は、水道メーターより1メートル以上下流側かつ水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置すること。</u></p> <p><u>(オ) 直結増圧式給水方式を採用している共同住宅等に活水器等及び電解水生成装置を設置するときは、増圧給水設備より1メートル以上下流側かつ水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置すること。</u></p> <p><u>(カ) 活水器等及び電解水生成装置の上流側に逆流防止弁を設置すること。ただし、活水器等及び電解水生成装置の本体に逆流防止性能を有している場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(キ) 電解水生成装置は、原材料に水道水のみ又は水道水及び食塩のみを使用</u></p>	<p>第3章</p> <p>10 機能水器具の設置</p> <p><u>浄水器具等の機能水器具を設置する場合は、器具の機能・効用等について十分に理解し、使用者又は所有者の責任において設置する。設置する場合は、関連法令に適合した器具であり自己認証又は第三者認証機関の証明のある製品でなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>し、電解水を生成するものであること。</u></p> <p>(2) <u>維持管理</u></p> <p>(ア) <u>活水器等及び電解水生成装置の所有者又は使用者は、製造業者等による定期的な保守点検等、当該機器を維持管理しなければならない。</u></p> <p>(イ) <u>活水器等及び電解水生成装置に異常が生じたときは、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。</u></p> <p>(3) <u>水質責任</u></p> <p><u>企業団の水質責任範囲は、活水器等及び電解水生成装置の上流側に設置した止水栓までとし、これより下流側は給水装置所有者の責任で管理するものとする。</u></p> <p>(4) <u>衛生管理</u></p> <p><u>活水器等及び電解水生成装置の使用者又は所有者は、活水器等及び電解水生成装置の設置に伴い家屋内等に給水される水の遊離残留塩素が除去されること等により、衛生上の問題が生じるおそれがあることから、給水される水の衛生管理に努めなければならない。</u></p> <p>(5) <u>その他</u></p> <p>(ア) <u>活水器等及び電解水生成装置を設置する場合は、製造業者等の損失水頭を考慮し、水利計算を行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>この項目に定めるもののほか必要な事項は、別に協議するものとする。</u></p>	
(給水装置の調査・計画・設計)	(給水装置の調査・計画・設計)
<p>第4章</p> <p>6 給水装置工事計画時の注意事項及び指定材料の使用基準</p> <p>(2) 略</p> <p>(ク) <u>他の埋設管及び構造物等に近接する場合、給水管の管種にかかわらず、原則として端部からの間隔（有効寸法）を原則として30cm以上確保すること。ただし、埋設状況及び土被りの影響により、30cm以上の離隔を確保できない場合は、次のとおり防護措置を行うこと。</u></p> <p>(シ) <u>複数の申請地に給水引込みを行う場合かつ同時に給水装置工事申込を行う場合、連合給水主管の所有者を明確にすること。また、所有者が複数人</u></p>	<p>第4章</p> <p>6 給水装置工事計画時の注意事項及び指定材料の使用基準</p> <p>(2) 略</p> <p>(ク) <u>他の埋設管及び構造物等に近接する場合、端部からの間隔（有効寸法）を原則として30cm以上確保すること。ただし、埋設状況及び土被りの影響により、30cm以上の離隔を確保できない場合は、次のとおり防護措置を行うこと。</u></p>

新	旧
<p><u>の場合は、連合給水主管所有者一覧を給水装置工事申込時に提出すること。</u></p>	
<p>(貯水槽式給水)</p>	<p>(貯水槽式給水)</p>
<p>第7章 5 貯水槽の基準 <u>貯水槽の設置基準は次のとおりとする。ただし、(1)、(14)及び(16)を除き、一戸建ての住宅に設置される家庭用貯水槽については、企業団との協議によるものとする。</u> (1) <u>貯水槽は、原則、地上式貯水槽とし、メーター1つに対し1基設置すること。ただし、浸水対策等適切な措置を施す場合は、企業団との協議により地下に設置することができる。</u> (4) <u>貯水槽周りの配管は、配水管側から①ゲート弁（10kg/cm²以上）、②Y型ストレーナー、③定水位弁、④振動防止用フレキシブルジョイントを設置すること。</u> (5) <u>不等沈下対策として、フレキシブルジョイント（Φ25-400mm・Φ40以上-700mm以上）を設置すること。ただし、敷地内配管に高密度ポリエチレン管又は配水用ポリエチレン管等の耐震管を使用する場合は、この限りでない。</u> (6) <u>貯水槽を地下に設置する場合におけるフレキシブルジョイントの設置位置は、躯体の入り口部分とする。</u> (7) <u>2槽式貯水槽については、連通管で各槽を連結し受水側と送水側を対角線上に設定するなど、水の停滞防止を図ること。</u> (8) <u>受水側立ち上り、送水側立ち上り（地中との出入り部分）の配管はさや管等を使用し、アスファルト舗装、コンクリート舗装によって固定されないようにすること。</u> (9) 略 (10) 略 (11) <u>副弁として設置するボールタップは水撃防止のために、2個のフロートによって構成されたFLW型（複式）とすること。ただし、定水位弁の電氣的制</u></p>	<p>第7章 5 貯水槽の基準（特定集団住宅等認定基準より抜粋） (1) <u>貯水槽は、原則、地上式貯水槽とし、メーター1つに対し、1基設置すること。</u> (4) <u>貯水槽周りの配管は、配水管側から①ゲート弁（10kg/cm²以上）、②フレキシブルジョイント（Φ25-400mm・Φ40以上-700mm以上）、③Y型ストレーナー、④定水位弁を設置すること。貯水槽を地下に設置する場合は、不等沈下対策として、躯体の入り口部分に点検可能なピット内に、②フレキシブルジョイント（Φ25-400mm・Φ40以上-700mm以上）を設置すること。</u> (5) <u>2槽式貯水槽については、連通管で各槽を連結し受水側と送水側を対角線上に設定し水の停滞を防止すること。</u> (6) <u>受水側立ち上り、送水側立ち上り（地中との出入り部分）の配管は、アスファルト舗装、コンクリート舗装によって固定されないように、さや管等を用いて管が固定されないようにすること。</u> (7) 略 (8) 略 (9) <u>ボールタップは水撃防止のために、FLW型（複式）とし、吐水口より1,000mm以上離すこと。また、内はしごに鎖がからまない位置に設置すること。</u></p>

新	旧
<p><u>御方式に使用する電磁弁を設置し、ボールタップを併用して設置する場合かつ電極棒による給水停止レベルがボールタップによる給水停止レベルより低い場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(12) ボールタップは浮子波動防止のため、吐水口より1,000mm以上離すこと。ただし、防波処置を施した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(13) ボールタップは、内はしご、電極棒、金具等に鎖が絡まない位置に設置すること。</u></p> <p><u>(14) 吐水口は、穴あき加工したHIVPを使用する等、防波処置を講じた施工を行い、満水レベルより管径に応じた空間を確保すること。（吐水口の呼び径に応じて、表7-2及び表7-3の吐水口空間参照）</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 非常時用給水栓は、貯水槽の壁面に直接設置する場合を除き、貯水槽の周囲1メートル以内かつ設備の維持管理を妨げない位置に設置すること。</u></p> <p><u>(18) 非常時用給水栓設置箇所付近に、「非常時用給水栓」と記載したプレート等を、容易に視認できる位置に掲示すること。</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p>7 施工上の留意事項</p> <p><u>(3) 故障又は停電時の対応及び清掃用として、貯水槽一次側の給水管から直結式立水栓を分岐して設置すること。</u></p> <p>8 貯水槽（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）の維持管理</p> <p><u>(1) 水槽の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。</u></p> <p><u>(5) 全項目の管理に関し、毎年1回以上定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けること。</u></p>	<p><u>(10) 吐水口は、穴あき加工したHIVPにより施工し、満水レベルより管径に応じた空間を確保すること。（吐水口の呼び径に応じて、表7-2及び表7-3の吐水口空間参照）</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>7 施工上の留意事項</p> <p>8 貯水槽（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）の維持管理</p> <p><u>(1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。</u></p> <p><u>(5) 全項目の管理に関し、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けること。</u></p>

新	旧
(給水装置先行取出)	(給水装置先行取出)
<p>第8章</p> <p>3 適用要件</p> <p>(3) <u>連合給水管から開発地の区画毎に先行取出工事として給水引込みを行う場合、分岐が可能な連合給水管口径は50mm以上とし、新設で分岐する給水管口径は連合給水管口径の1ランク以下の口径とすること。</u></p> <p>(4) <u>連合給水管及び分岐した主管から給水引込みを行う区画の総数が表8-1に適合していること。</u></p> <p>(5) <u>給水引込みを行う区画数が3以上であり、かつ、舗装本復旧を一体で施工すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>6 給水計画上の留意点</p> <p>(2) <u>配水管から分岐した主管又は配水管を延伸する場合には、第1止水栓、排水弁及び排水管を設置すること。</u></p> <p>(5) <u>メーターの検針を考慮し、駐車場スペースへの給水引込みはできる限り避けること。</u></p> <p>(6) <u>止水栓及びメーターボックスを、車両の乗入れがある箇所に設置する場合は、破損等の恐れがあるため、鋳物蓋を使用すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>主管の土被りは、道路側溝がU240の場合は0.8mとし、U300の場合は1.0mを標準とする。</u></p> <p>(10) <u>主管を無償譲渡しない場合は、連合給水管所有者一覧（指針第40号様式）により所有者を明確にすること。</u></p> <p>7 給水装置の構造及び配管形態</p> <p>(4) <u>配水管を延伸する場合の管種及び口径は管理者の指示による。</u></p> <p>(5) <u>通り抜け道路に布設する主管は、原則口径75mmとし、両端を接続先道路に布設された配水管へ接続するものとする。ただし、他埋設物の影響又は配水</u></p>	<p>第8章</p> <p>3 適用要件</p> <p>(3) 略</p> <p>6 給水計画上の留意点</p> <p>(2) 配水管から分岐した主管には、第1止水栓、排水弁及び排水管を設置すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>7 給水装置の構造及び配管形態</p>

新	旧
<p><u>管の布設位置により、接続が困難であると企業団が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>転回広場内に設置する止水栓の筐体には、鋳物蓋を使用すること。民地内に転回広場を設け、給水管が転回広場を経由する場合は、転回広場内に止水栓（筐体には鉄製蓋を使用）を設置し、筐体には鋳鉄製の蓋を使用すること。</u></p> <p>(9) 排水弁は、道路が袋路状道路の場合、口径50mmHPPE片袖付ボール式止水栓とし、通り抜け道路の場合かつ口径75mm以上の場合は、ソフトシール仕切弁とすること。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>8 無償譲渡の申込み</p> <p>(3) <u>主管が配水管から分岐されていること。</u></p> <p>(4) <u>給水引込を行う区画数が3以上の主管であること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 排水弁は、道路が袋路状道路の場合、口径50mmHPPE片袖付ボール式止水栓とし、通り抜け道路の場合、ソフトシール仕切弁とすること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>8 無償譲渡の申込み</p> <p>(3) <u>区画数が3以上であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

新								旧							
(工事施工)								(工事施工)							
第9章 表9-1…布設給水管上の土被り（標準）								第9章 表9-1…布設給水管上の土被り（標準）							
区分	市道（1級2級道路）	一般市道	町道	県道	国道	私道	備考	区分	市道（1級2級道路）	一般市道	町道	県道	国道	私道	備考
歩道部	1.2m以上	0.8~1.2m	0.8~1.2m	1.2m以上	1.2m以上	0.8~1.2m	他の占用物と調整	歩道部	1.2m以上	0.8~1.2m	0.8~1.2m	1.2m以上	1.2m以上	0.8~1.2m	他の占用物と調整
車道部	1.2m以上	1.0m ^{※1}	1.0m ^{※1}	1.2m以上	1.2m以上	1.0m ^{※1}	車の通行がない私道は0.6m以上	車道部	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	車の通行がない私道は0.6m以上
行き止まり	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	※2	行き止まり	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	PEφ50又はφ75mmの場合は0.8m
宅地内	0.3m以上							宅地内	0.3m以上						
区画整理事業	施行者の指示による							区画整理事業	施行者の指示による						
計画道路	施行者の指示による							計画道路	施行者の指示による						
上記以外	道路管理者の指示による							上記以外	道路管理者の指示による						
※1 給水分岐を行う配水管又は配水支管の土被りが1.0m以下の場合、企業団との協議による。 ※2 PEφ50又はφ75mmかつ道路側溝がU240の場合は0.8m、U300の場合は1.0mを標準とする。															
(河川区域への縦断占用手続き)															
第11章 1 解説 <u>河川区域への縦断方向における地下埋設の占用許可は、工作物設置許可基準（平成6年9月22日建河治発第72号）及び河川敷地占用許可準則（平成17年4月12日河管第377号の2）に基づき、原則認められていない。</u> <u>しかし、都市化の進展に伴い、結果的に河川管理用通路が唯一の接続道路となるなど、河川管理用通路に給水管を布設する必要があり、かつ、河川管理者及び道路管理者との協議において河川管理上の支障がないと判断された場合、占用許可が認められることもある。</u>															
2 事前協議 <u>(1) 河川区域へ縦断方向に給水管を布設し給水を希望する者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ河川区域への給水管縦断布設事前協議書（指針第41号様式）に必要書類を添えて企業長に提出し、事前協議を行うものとする。</u>															

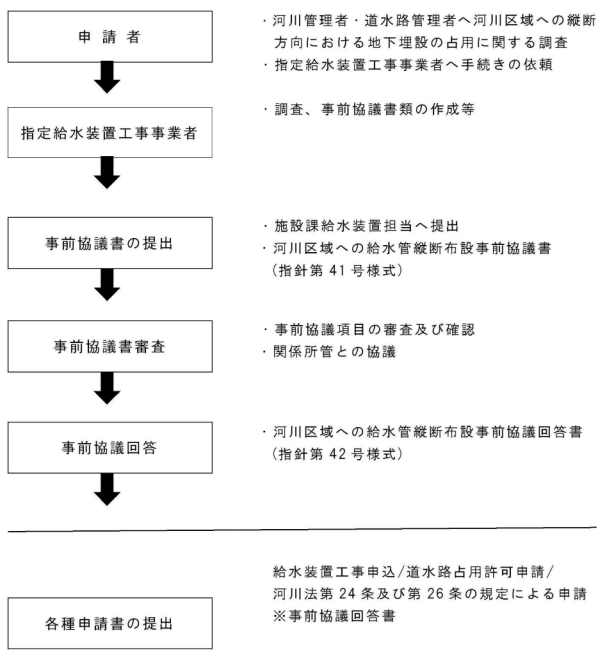
新	旧
<p>(2) <u>河川区域への給水管縦断布設事前協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。</u></p> <p>ア <u>案内図</u> イ <u>公図</u> ウ <u>謄本又は要約書</u> エ <u>給水計画図</u> オ <u>河川占用計画図</u> カ <u>河川境界整備図の写し</u> キ <u>その他必要とする図書</u></p> <p>(3) <u>企業長は、関係所管との協議後、事前協議の結果について、河川区域への給水管縦断布設事前協議回答書（指針第42号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>3 各種申請</p> <p><u>申請者は、事前協議の結果に基づき設計を行い、給水装置工事申込、道水路占用許可申請及び河川法第24条及び第26条の規定による申請を行うものとする。</u></p> <p>4 給水装置の構造及び材質等</p> <p><u>河川区域への給水管縦断布設事前協議回答書により、給水主管の無償譲渡が必要な場合は、給水計画上の留意点、給水装置の構造及び材質並びに配管形態に関して、給水装置設計施工指針第8章給水装置先行取出に準ずること。</u></p> <p>5 無償譲渡</p> <p>(1) <u>申請者は、事前協議の結果、河川管理者より許可条件があった場合は、河川区域に縦断する給水主管は越谷・松伏水道企業団へ無償譲渡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の無償譲渡は、河川区域への縦断布設給水管無償譲渡申込書（指針第43号様式）を河川法第24条及び第26条の規定による申請に添付し、企業長へ提出することによって行うものとする。</u></p> <p>6 その他</p> <p><u>この章に定めのない事項については、別に協議するものとする。</u></p>	

新

旧

給水装置設計施工指針
11 河川区域への縦断占用手続き

河川区域への縦断占用手続きフロー図



新	旧
(水道直結式スプリンクラー設備)	
<p>第12章</p> <p>1 解説</p> <p><u>消防法施行令及び消防法施行規則の一部が平成19年に改正され、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設の防火安全対策の強化が図られた。</u></p> <p><u>スプリンクラー設備については、その設置範囲が拡大され、延べ面積275㎡以上1000㎡未満の小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務化されたとともに、小規模社会福祉施設に設置するスプリンクラー設備については、従来の基準より緩和されたものとして、特定施設水道連結型スプリンクラー設備が新たに制定された。</u></p> <p><u>平成26年には規則が一部改正されるとともに延べ面積が275㎡未満のものにも設置できることとされた。</u></p> <p><u>この章は、給水区域内において設置される水道直結式スプリンクラー設備を水道法に基づく給水装置の一部として設置する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 適用範囲</p> <p><u>この章は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（スプリンクラー設備のうち、当該設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。）の給水方式の種類のうち、直結式に分類される水道直結式スプリンクラー設備について適用するものとする。</u></p> <p>3 水道直結式スプリンクラー設備の設置基準</p> <p><u>水道直結式スプリンクラー設備の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>水道直結式スプリンクラー設備は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年省令第14号）に適合する構造かつ消防法令適合品を使用すること。</u></p> <p>(2) <u>水道直結式スプリンクラー設備系統の分岐点に近接した部分で、かつ、操</u></p>	

新	旧
<p><u>作を容易に行うことができる部分に止水栓を設置すること。</u></p> <p><u>(3) 配管は、空気溜りの発生しやすい屈曲部をできる限り少なくすること。なお、空気溜りが発生しやすい屈曲部には空気抜弁を設置すること。</u></p> <p><u>(4) 空気又は水の停滞を防止するため、水道直結式スプリンクラー設備配管の末端はトイレのボールタップに接続すること。</u></p> <p><u>(5) 水道連結型ヘッド（小区画型ヘッドのうち、配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備に使用されるヘッドをいう。）各栓の放水量等、水道直結式スプリンクラー設備の設置基準に関する必要事項については、消防機関と協議すること。</u></p> <p><u>(6) 水道連結型ヘッド各栓の接続部は、停滞水防止継手又はこれと同等以上の機能を有するものを使用すること。</u></p> <p><u>(7) 配管の末端には、止水栓及び末端試験弁を設置し、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧及び水量を得られることが確認できること。</u></p> <p><u>(8) 他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態で使用できること。</u></p> <p><u>(9) 配管構造は、初期火災の熱により機能に支障を生じない措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(10) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。</u></p> <p><u>(11) 指定給水装置工事事業者が施工すること。</u></p> <p>4 設計時の留意事項</p> <p><u>水道直結式スプリンクラー設備の設計時には、次に掲げる事項に留意すること。</u></p> <p><u>(1) 水道直結式スプリンクラー設備の配管及び水道連結型ヘッド各栓の配置は、行き止まり配管とならないよう、水道メーターから末端まで連続した設計を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 水道直結式スプリンクラー設備と他の給水装置とは配管系統を分け、専用配管として極力短い経路で配管設計を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 給水管及び水道メーターの口径は、給水装置水利計算書及び水道直結式スプリンクラー設備配管の摩擦損失計算書により決定すること。</u></p>	

新	旧
<p>5 維持管理</p> <p>(1) <u>水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を容易に視認できる位置に表示すること。</u></p> <p>(2) <u>災害その他正当な理由により、一時的な断水及び水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じても水道事業者に責任がない旨を、水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物の所有者及び借家人等関係者に熟知してもらうこと。</u></p> <p>6 その他</p> <p>(1) <u>水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置工事申込時に次に掲げる書類を提出すること。なお、配管摩擦損失計算書における、配水管圧は0.245Mpa又は水圧測定結果により得られた水圧とすること。</u></p> <p>(ア) <u>水道直結式スプリンクラー設備の平面図及びアイソメ図</u></p> <p>(イ) <u>末端での使用が可能であることを確認するための配管摩擦損失計算書</u></p> <p>(2) <u>この項目に定めるもののほか必要な事項は、消防機関及び企業団と別に協議するものとする。</u></p>	
(検査)	(検査)
<p>13章</p> <p style="text-align: center;">表13-X</p>	<p>11章</p> <p style="text-align: center;">表11-X</p>
(各種申込)	(各種申込)
<p>14章</p> <p>5 給水装置工事申請（新設・改造）に関する書類（各一部）</p> <p>(18) <u>自己認証証明書（水道法適合証明書）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">※第三者認証等を受けていない場合</p> <p>(20) <u>活水器等及び電解水生成装置設置申請書【指針第4号様式】</u></p> <p>(21) <u>連合給水管所有者一覧【指針第40号様式】</u></p> <p style="padding-left: 2em;">※複数人で連合給水管を所有する場合</p>	<p>12章</p> <p>5 給水装置工事申請（新設・改造）に関する書類（各一部）</p> <p>(18) 自己認証証明書</p>

新	旧
<p>(22) 略 (23) 略</p> <p>10 道路及び水路等の占用申請に関する書類 (河川)</p> <p>(7) <u>河川区域への給水管縦断布設事前協議書【指針第41号様式】</u> (8) <u>河川区域への給水管縦断布設事前協議回答書【指針第42号様式】</u> (9) <u>河川区域への縦断布設給水管無償譲渡申込書【指針第43号様式】</u> (10) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。</p>	<p>(20) 略 (21) 略</p> <p>10 道路及び水路等の占用申請に関する書類 (河川)</p> <p>(7) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。</p>
<p>(給水装置工事図面作成)</p>	<p>(給水装置工事図面作成)</p>
<p>15章 2 図面の定義 (3) 管 割 図 (ア) 略 (イ) <u>配水用ポリエチレン管（口径50mm以上の高密度ポリエチレン管）の接続状況等を図示したもの。ただし、配水用ポリエチレン管を使用する場合に限る。</u></p> <p style="text-align: center;">表15-X</p>	<p>13章 2 図面の定義 (3) 管 割 図 (ア) 略</p> <p style="text-align: center;">表13-X</p>
<p>(様式集)</p>	<p>(様式集)</p>
<p>16章 <u>第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式、第19号様式、第25号様式、第26号様式、第28号様式、第30号様式、第31号様式、第33号様式、第36号様式、第41号様式の押印を廃止する。</u></p>	<p>14章</p>

新	旧
---	---

(指針第4号様式)

第4号様式

活水器等及び電解水生成装置設置申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
 企業長 宛

申請者（給水装置所有者）
 住所

氏名 印

設置場所 (所在地)	越谷市 松伏町		
建物名称			
型式名		製造会社名	

給水装置への活水器等及び電解水生成装置の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

記

- 1 設計及び施工について
 活水器等及び電解水生成装置の設置にあたり越谷・松伏水道企業団給水条例及び同条例施行規則並びに給水装置設計施工指針等を遵守します。
- 2 水質責任について
 越谷・松伏水道企業団の水質責任範囲は、活水器等及び電解水生成装置の上流側直近に設置した止水栓までとし、これより下流側は申請者（給水装置所有者）の責任で管理し、定期点検を行います。
- 3 維持管理について
 越谷・松伏水道企業団給水条例第19条「水道使用者等の管理上の責任」の規定に基づき、活水器等及び電解水生成装置の仕様に応じて適正な管理を行います。
- 4 利害関係人への周知
 共同住宅等、申請者（給水装置所有者）以外の使用者がいる場合は、活水器等及び電解水生成装置の使用状況及び管理責任等について十分に説明し、使用についての承諾を得ておくものとします。
 また、給水装置所有者に変更が生じた場合は、承諾事項について責任をもって引継ぎを行います。
- 5 その他
 活水器等及び電解水生成装置に起因して問題が生じた場合は、申請者（給水装置所有者）が責任をもって解決します。

新 旧

(指針第41号様式)

第41号様式

河川区域への給水管縦断布設事前協議書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企 業 長 宛

申請者
住 所

氏 名
(姓)

河川区域へ縦断方向に布設する給水管について、下記のとおり協議します。

申請地	越谷市 松伏町		
河川の名称	左岸・右岸		
指定給水装置工事事業者	事業者番号	第 号	
	事業者名及び代表者名		
河川区域へ縦断する 給水装置の概要	管 種	口 径	数 量
		φ	m
計画施設の概要	開 発 面 積	区 画 数	戸 数
	m ²	区画	戸
備 考			

受付番号	地 図	P	受 渡 日	/	受 領 者	
------	-----	---	-------	---	-------	--

【添付資料】
 1 案内図 2 公図 3 謄本又は要約書 4 給水計画図 5 河川占用計画図 6 河川境界図(写)
 7 その他必要とする図書

新	旧
(指針第42号様式)	
<p data-bbox="322 288 405 308">第42号様式</p> <p data-bbox="763 368 898 411">水企施第 号 年 月 日</p> <p data-bbox="338 443 434 486">住 所 氏 名 様</p> <p data-bbox="719 544 869 587">越谷・松伏水道企業団 企 業 長</p> <p data-bbox="443 643 790 662">河川区域への給水管縦断布設事前協議回答書</p> <p data-bbox="353 719 891 762">受付第 号で協議のあった河川区域への給水管縦断布設事前協議書について、 下記のとおり回答します。</p> <p data-bbox="607 818 629 837">記</p> <p data-bbox="338 895 353 914">1</p> <p data-bbox="338 946 353 965">2</p> <p data-bbox="338 997 353 1016">3</p> <p data-bbox="338 1048 353 1067">4</p> <p data-bbox="338 1099 353 1118">5</p>	

新	旧																									
(指針第43号様式)																										
<p>第 43 号様式</p> <p>河川区域への縦断布設給水管無償譲渡申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>越谷・松伏水道企業団 企業長 宛</p> <p style="text-align: center;">申請者(給水装置所有者) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p>河川区域へ縦断方向に布設した給水管については、誓約事項を遵守し下記のとおり配水管又は配水支管として無償譲渡いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請地</td> <td colspan="3">越谷市</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">松伏町</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">管の種類</td> <td>管種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工時</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後、無償譲渡した配水管又は配水支管からの給水管の分岐工事に承諾します。 2 申請地の譲渡・売買等により所有者を変更する場合は、当該内容を告知し、継承します。 		申請地	越谷市				松伏町			管の種類	管種			口径			竣工時	m	m	合計			備考			
申請地	越谷市																									
	松伏町																									
管の種類	管種																									
	口径																									
	竣工時	m	m																							
	合計																									
備考																										